

# 不適合工事とならないために

不適合工事とは、未竣工の工事又は出来形・品質に不適合がある工事をいいます。  
〔福島県工事検査実施要項〕第11条)

内容については、「不適合工事の処理要領」に記載されていますが、特に、  
“**施工管理等資料不足の場合**”が多く発生しています。

これを防止するには、共通仕様書の該当部分をよく確認し、記載された内容を満足するように管理することが必要です。

- ・ “試験方法”は合っているか
- ・ “規格値”の対象は、個別の測定値か平均値か
- ・ 工種や数量が、“試験基準”、“適用”の例外に該当していないか

等に注意して施工管理をお願いします。

また、施工が小規模である等の理由で、共通仕様書の管理基準のとおり管理されていない場合には、発注者・受注者間で協議書等により文書で了解されていなければ**不適合となります**ので注意してください。

## [ 不適合工事となりやすい例 ]

(以下「共通仕様書」とあるのは「土木部共通仕様書 土木工事編Ⅱ(令和元年10月1日)」を指します)

### 1 「河川護岸の張コンクリート工で、施工数量が50m<sup>3</sup>未満の場合」

共通仕様書p302の“コンクリートの圧縮強度試験”の摘要欄に「小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」とありますが、最後まで読むと、「※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(……、護岸、……)」とあるため、小規模工種には該当しません。

### 2 「アスファルト舗装工事で、施工数量が1,000m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以下の場合」

共通仕様書p342の“現場密度の測定”の試験基準欄に「1,000m<sup>2</sup>を超え3,000m<sup>2</sup>以下3個」とありますが、「3,000m<sup>2</sup>を超えるものは上記に1,000m<sup>2</sup>ごとに1個(1孔)増やす」のところだけを読んで1,000m<sup>2</sup>ごとに1回と理解してしまうと2カ所しか試験しないこととなります。